点において違法である旨を判示するにとどめ，選挙自体はこれを無効としないものとした。同判決は直接には衆議院議員を対象とするものではあるが，そこで採用された事情判決の法理は本件のような参議院議員選挙にも同様に適用されるべきものであり，このことは平成16年大法廷判決，平成18年大法廷判決及び平成21年大法廷判決の反対意見が一様に事情判決の法理の適用を説示していることからもうかがわれるところである。

事情判決の法理の適用については，定形的に請求棄却の事情判決を繰り返すほかはないとの見解があるが正当ではなく，具体的事情のいかんによっては当該選挙を無効とする判決の可能性があることが前提となっていると理解すべきである。こうした例としては，議員定数配分規定が憲法に違反するとされながらいわゆる事情判決の法理に従った処理をされた場合には，そこではその後当該規定につき立法府による是正がされることの期待の下に，この是正の可能性の存在と，当該規定改正の審議については当該違法とされた選挙に基づいて当選した議員も参加してこれを行うことが妥当であると考えられることなどが比較衡量上の重要な要素とされていたものと推察されるから，同判決後も相当期間かかる改正がされることなく漫然と放置されている等，立法府による自発的是正の可能性が乏しいとみられるような状況の下で更に新たに選挙が行われたような場合が想定される（最高裁昭和56年（行ツ）第57号同58年11月７日大法廷判決・民集37巻９号1243頁の中村治朗裁判官反対意見参照）。

ただし，上に述べたことは，ひとたび事情判決がなされた場合には，同一の定数配分規定による選挙については再度の事情判決が許されないということではない。例えば，事情判決が出された後，短期間の後に選挙が行われ，定数規定改正のための検討がほとんど不可能であったような場合には，再度の事情判決を行うことが，事情判決の法理を認めた趣旨に合致するといえる。

ところで，将来において事情判決の法理が適用されずに定数配分規定の違憲を理由とする選挙無効判決が確定した場合には，その判決の対象となった選挙区の選挙が無効とされ，当該選挙区の選出議員がその地位を失うことになる以上，その欠員の補充のための選挙が必要となる。その場合の選挙の具体的方法については，公職選挙法109条４号の再選挙によるのか又は特別の立法による補充選挙として実施するのか，憲法に適合するように改正された定数配分規定に基づいて行うのか又は改正される定数配分規定とは別に先行的な措置として行うのか等の検討が必要となるものの，少なくとも，特別の立法による補充選挙を先行的な措置として行うことについては憲法上の支障はなく，また，その他の方法についても立法上の工夫により憲法上支障なく実施することも可能であると考える。

本判決において，全裁判官が一致して違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとされた本件定数配分規定については，その速やかな是正を図ることが立法府として憲法の要請に応えるものであるが，更に，選挙制度の策定に広範な裁量権が認められた立法府として，選挙無効判決が確定するという万一の場合に生じ得る混乱を最小限に抑えるため，欠員の補充のための選挙についての立法措置についても検討を始めることが今後必要となるものと思われる。

７　以上により，私は，本件定数配分規定は，本件選挙当時，違憲であり，いわゆる事情判決の法理により，請求を棄却した上で，主文において本件選挙が違法である旨を宣言すべきであると考える。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　竹﨑　博允
裁判官　田原　睦夫
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　竹内　行夫
裁判官　金築　誠志
裁判官　須藤　正彦
裁判官　千葉　勝美
裁判官　横田　尤孝
裁判官　白木　勇
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　寺田　逸郎
裁判官　大橋　正春
裁判官　山浦　善樹
裁判官　小貫　芳信

当　事　者　目　録

上　告　人　佐々木泰衛
同訴訟代理人弁護士　升永　英俊
久保利英明
伊藤　真
長尾　浩行

被　上　告　人　宮城県選挙管理委員会
同代表者委員長　菊地　光輝
同指定代理人　青野　洋士
佐久間健吉
近藤　裕之
横山　真通
箕浦　桃子
樽井　勉
青野　卓也
井上　博隆
宮田　康宏
林　潤子
伊藤　哲也
梶村　和秀
三浦　保徳
伊藤　淳

上告人中堂秀司，被上告人大阪府選挙管理委員会間の選挙無効請求事件について，平成24年10月17日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

平成２３年（行ツ）第１３０号

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成２２年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について，同裁判所が平成23年１月28日に言い渡した判決に対し，上告人から上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　　文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理　　由

上告代理人升永英俊ほかの上告理由について

１　本件は，平成22年７月11日施行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について，大阪府選挙区の選挙人である上告人が，公職選挙法14条，別表第３の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下，数次の改正の前後を通じ，平成６年法律第２号による改正前の別表第２を含め，「参議院議員定数配分規定」という。）は憲法14条１項等に違反し無効であるから，これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

⑴　参議院議員選挙法（昭和22年法律第11号）は，参議院議員の選挙について，参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人とに区分し，全国選出議員については，全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方，地方選出議員については，その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め，都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとした。そして，各選挙区ごとの議員定数については，定数を偶数としてその最小限を２人とする方針の下に，昭和21年当時の人口に基づき，各選挙区の人口に比例する形で，２人ないし８人の偶数の議員定数を配分した。昭和25年に制定された公職選挙法の参議院議員定数配分規定は，以上のような選挙制度の仕組みに基づく参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり，その後，沖縄返還に伴って沖縄県選挙区の議員定数２人が付加されたほかは，平成６年法律第47号による公職選挙法の改正（以下「平成６年改正」という。）まで，上記議員定数配分規定に変更はなかった。なお，昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正（以下「昭和57年改正」という。）により，従来の個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に改める趣旨で，参議院議員選挙についていわゆる拘束名簿式比例代表制が導入され，各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員152人とに区分されることになったが，比例代表選出議員は，全都道府県を通じて選出されるものであって，各選挙人の投票価値に差異がない点においては，従来の全国選出議員と同様であり，選挙区選出議員は従来の地方選出議員の名称が変更されたものにすぎない。

⑵　選挙区間における議員１人当たりの人口の最大較差は，参議院議員選挙法制定当時は１対2.62（以下，較差に関する数値は，全て概数である。）であったが，その後，次第に拡大した。昭和52年７月に施行された参議院議員通常選挙（以下「昭和52年選挙」という。）における選挙区間の投票価値の較差は最大１対5.26に拡大し，最高裁昭和54年（行ツ）第65号同58年４月27日大法廷判決・民集37巻３号345頁（以下「昭和58年大法廷判決」という。）は，いまだ違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたとするには足りない旨判示したが，平成４年７月に施行された参議院議員通常選挙（以下「平成４年選挙」